



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月2日金曜日 第2105号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	871
施術機関の指定.....	871
指定介護機関の所在地名の変更.....	871
指定介護機関の名称の変更.....	871
指定医療機関の廃止の届出.....	872
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	872
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	872
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	872
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	873
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	873
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出.....	873
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の休止の届出.....	873
指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出.....	874
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	874
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の廃止の届出.....	874
肥料登録有効期間の更新(2件).....	874
保安林予定森林.....	875
加入区の設定及び廃止(養殖共済)の一部改正.....	875
加入区の設定(養殖共済)の一部改正.....	876
加入区の設定(養殖共済).....	876
道路の区域変更(県道孫兵衛作壬生川線).....	876
道路の位置の指定.....	876
道路の区域変更(県道蕪崎土居線).....	877
農地保有合理化作業の実施に関する規程の変更の承認.....	877
権限代行による道路の区域変更(一般国道440号).....	877
道路の供用開始(一般国道440号).....	877
道路の区域変更(県道猪伏西谷線).....	877
道路の供用開始(県道猪伏西谷線).....	878
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	878
道路の供用開始(一般国道379号).....	878
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	878
技能検定の合格者.....	879

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 889

告 示

○愛媛県告示第1205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
千葉薬局	木下善治	新居浜市東田二丁目甲18 41番地1	平成21年 8月1日
松田歯科診療所	松田哲雄	新居浜市菊本町二丁目1 番9号	平成21年 8月12日
薬局くまの薬生堂	熊野省一	大洲市常磐町95-3	平成21年 8月30日
壬生川耳鼻咽喉科	青野央	西条市円海寺18番3	平成21年 9月1日
さかろく調剤薬局	株式会社 共栄ファーマシ ー	八幡浜市向灘字高城229 -40	平成21年 9月1日

○愛媛県告示第1206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
晃健堂鍼灸整骨院	高橋周作	新居浜市大生院343-6	平成21年 8月4日

○愛媛県告示第1207号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の所在地名が、次のように変更された。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地 名		変 更 年 月 日
		旧	新	
老人保健施設アイリス	社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町8-3	四国中央市上分町乙8番地3	平成21年4月1日

○愛媛県告示第1208号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関が、名称を次のように変更した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
自在園	特別養護老人ホーム自在園	社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町御荘平城5272番地	平成21年4月1日

○愛媛県告示第1209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
千葉薬局	小川昌子	新居浜市東田二丁目甲18番地1	平成21年7月31日
薬局くまの薬生堂	熊野省一	大洲市中村634	平成21年8月30日

○愛媛県告示第1210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人隆典会	今治市別名274番地	片木脳神経外科	今治市別名274番地	平成21年8月1日
株式会社ウェルライフケアサービス	四国中央市下柏町661番地1	ウェルライフケアサービス愛媛	四国中央市下柏町661番地1	平成21年8月16日
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ケアフィットしまなみ	今治市近見町一丁目3番4号	平成21年8月20日
株式会社時の計画	八幡浜市松柏丙692番地1	デイサービスあったかいこ	八幡浜市産業通353-1	平成21年9月1日

○愛媛県告示第1211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ウェルライフケアサービス	四国中央市下柏町661番地1	ウェルライフケアサービス愛媛	四国中央市下柏町661番地1	平成21年8月16日

○愛媛県告示第1212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人隆典会	今治市別名274番地	片木脳神経外科	今治市別名274番地	平成21年8月1日

社会医療法人社団更生会	西条市大町739番地	老人保健施設水都苑	西条市大町739番地	平成21年8月13日
株式会社ウェルライフケアサービス	四国中央市下柏町661番地1	ウェルライフケアサービス愛媛	四国中央市下柏町661番地1	平成21年8月16日
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ケアフィットしまなみ	今治市近見町一丁目3番4号	平成21年8月20日
株式会社時の計画	八幡浜市松柏丙692番地1	デイサービスあったかいこ	八幡浜市産業通353-1	平成21年9月1日

○愛媛県告示第1213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8-2	老人保健施設アイリス	（変更後） 四国中央市上分町乙8番地3	平成21年4月1日
			（変更前） 四国中央市上分町8-3	

○愛媛県告示第1214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8-2	老人保健施設アイリス	（変更後） 四国中央市上分町乙8番地3	平成21年4月1日
			（変更前） 四国中央市上分町8-3	

○愛媛県告示第1215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人広仁会	八幡浜市1280番地の9	ひろせ訪問看護ステーション	八幡浜市1280番地の9	平成21年4月1日

○愛媛県告示第1216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
株式会社ステージアップ	八幡浜市保内町喜木1番耕地166番1	介護サービス優瑠里	八幡浜市釜倉1番耕地608番1	平成21年3月1日

○愛媛県告示第1217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人広仁会	八幡浜市1280番地の9	ひろせ訪問看護ステーション	八幡浜市1280番地の9	平成21年4月1日

○愛媛県告示第1218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成21年4月1日

○愛媛県告示第1219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成21年4月1日

○愛媛県告示第1220号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年9月23日	愛媛県第1266号	干魚肥料粉末	南海干魚肥料粉末6-5	窒素全量6.0 りん酸全量5.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号

○愛媛県告示第1221号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年9月25日	愛媛県第1240号	魚廃物加工肥料	5.0魚廃物加工肥料	窒素全量5.0 りん酸全量2.8	含有を許される有害成分の最大量	吉田町漁業協同組合 愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲428番地

					は、公 定規格 の通り
--	--	--	--	--	-------------------

○愛媛県告示第1222号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市金田町半田字赤松谷丁56の83、丁56の123、丁56の124、丁56の173、丁56の176、字長尾谷丁560、丁568
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市金田町半田字赤松谷丁56の83、字長尾谷丁560、丁568

- (2) 指定の目的
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市寄松字葛ヶ谷乙222の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1223号

加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成21年4月愛媛県告示第475号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、<u>小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</p>	<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又<u>は小割り式2年魚しまあじ養殖業</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</p>

○愛媛県告示第1224号

加入区の設定（養殖共済）（平成21年8月愛媛県告示第1024号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、<u>小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</u></p> <p>省略</p>	<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又は小割り式2年魚しまあじ養殖業</p> <p>省略</p>

○愛媛県告示第1225号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式

まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第182加入区	宇特区第348号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	孫兵衛作王生川線	西条市楠乙447番11から 同三芳甲1107番6まで	旧	メートル 5.0～18.0 8.0～105.0	キロメートル 2.420 2.760	
			新	8.0～105.0	2.760	

○愛媛県告示第1227号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年10月2日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

延長 102.68メートル 33.69メートル

- 1 指定年月日及び番号
平成21年9月18日 21東四土(道)第2号
- 2 道路の位置
四国中央市金生町下分字馬木1209番の一部、1210番1の一部及び1211番1の一部
幅員 4.70メートル

- 3 申請人の住所及び氏名
四国中央市金生町下分1285番地
有限会社石川測量
代表取締役 石川 太一
- 4 図面省略

○愛媛県告示第1228号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町土居2698番1地先から 同町中村638番2まで	旧	メートル 82~19.0	キロメートル 0.103	
			新	82~46.5	0.103	

○愛媛県告示第1229号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。
平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
えひめ中央農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成21年9月18日

○愛媛県告示第1230号

四国地方整備局長から道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。
その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5516番1から 同字古味5523番1まで	旧	メートル 10.6~63.5	キロメートル 0.099	
			新	10.6~29.0	0.099	

○愛媛県告示第1231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5503番1から 同字古味5523番1まで	平成21年10月2日

○愛媛県告示第1232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5515番から 同字古味5541番3まで	旧	メートル 9.9~23.8	キロメートル 0.123	
			新	11.6~36.9	0.107	

○愛媛県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5533番から 同字古味5541番3まで	平成21年10月2日

○愛媛県告示第1234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御荘長洲地区）の施行に平成21年9月25日同意した。

平成21年10月2日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

日同意した。

平成21年10月2日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居2地区）の施行に平成21年9月25日同意した。

平成21年10月2日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中ノ谷地区）の施行に平成21年9月25日同意した。

○愛媛県告示第1237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2710番から 同町大瀬東2800番6まで	平成21年10月2日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年9月17日	特定非営利活動法人 青少年育成夢Cube	向井 正次郎	伊予市上三谷1432番地7	この法人は、青少年健全育成に対して、子どもの健全育成を図る活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、国際協力の活動、まちづくりの推進を図る活動等を行い、青少年に自立と社会性を醸成する環境づくりを目指し、必要な知識を習得、研鑽し、地域社会において青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成21年6月8日から平成21年9月13日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成21年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

造園（造園工事作業）

1 級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 6	C 1	C 4
C 5	C 6	C 10			

2 級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 8
A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 14	C 1	C 3

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

2 級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7	A甲 8
A甲 10					

金属熱処理（一般熱処理作業）

2 級

受検番号
B 1

3 級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

1 級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号
C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 A 甲 22	A 甲 2 A 甲 11 B 1	A 甲 3 A 甲 12 B 2	A 甲 5 A 甲 16 C 1	A 甲 6 A 甲 18 C 3	A 甲 8 A 甲 21

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1	A 甲 3 B 2	A 甲 4 C 1	A 甲 5 D 1	A 甲 6 D 2	A 甲 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	B 1	C 1	C 3

機械加工（フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	D 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	C 2

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1	B 4	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4 C 1	A 甲 5 C 2	A 甲 8	A 甲 9	B 1	B 4

機械加工（平面研削盤作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号
C 1

機械加工（円筒研削盤作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

機械加工（ホブ盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5

機械加工（マシニングセンタ作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	B 1	B 2

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業）

2 級

受 検 番 号

A 甲 1

放電加工（ワイヤ放電加工作業）

2 級

受 検 番 号

A 甲 1

受 検 番 号

C 1

鉄工（製缶作業）

2 級

受 検 番 号

B 1

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受 検 番 号

A 甲 3

建築板金（内外装板金作業）

1 級

受 検 番 号

A 甲 2

受 検 番 号

A 甲 4

2 級

受 検 番 号

A 甲 1

受 検 番 号

A 甲 2

受 検 番 号

A 甲 3

建築板金（ダクト板金作業）

1 級

受 検 番 号

A 甲 2

受 検 番 号

A 甲 4

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号

C 1

2 級

受 検 番 号

B 5

受 検 番 号

C 2

受 検 番 号

C 3

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 6	A 甲 11	C 9	D 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 13
A 甲 15	B 3	B 4			

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

2 級

受 検 番 号
D 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 8	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 2	B 7	C 1

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 8	A 甲 13	B 2	C 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 13
A 甲 14	B 1	B 3	B 4	B 9	

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 6	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 19	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 25	B 1
B 3	B 4	B 6	B 8	B 9	B 11
B 12	B 14	B 15	B 16	C 1	C 2
C 3	C 4	C 6	C 7	C 8	C 9
C 10					

家具製作（家具手加工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

プラスチック成形（射出成形作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	C 3	C 6	C 7	C 9	C 10

陶磁器製造（手ろくろ成形作業）

2級

受検番号
A甲 2

石材施工（石張り作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号
A甲 5	C 1

石材施工（石積み作業）

1級

受検番号
C 1

とび（とび作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 7	A甲 8	A甲 9

2級

受検番号
B 1

左官（左官作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12	B 1
B 2	B 4	B 5			

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	C 1	C 2

タイル張り（タイル張り作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 2	B 3	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

畳製作（畳製作作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1
C 2	C 3				

2 級

受 検 番 号
C 1

防水施工（FRP防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	C 1	C 2			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号
C 1

内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 12	A 甲 3 B 1	A 甲 4 B 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 11

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	B 1

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1級

受 検 番 号	
A 甲	5

2級

受 検 番 号	
C	1

表装（表具作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

2級

受 検 番 号	
C	1

表装（壁装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 6	C 1

塗装（建築塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 12	A 甲 14	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 23	A 甲 25
B 1	B 2	B 3	C 1	C 3	C 4
C 5	C 6	C 8	C 9		

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1
C 2	C 3	C 4			

塗装（金属塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 6

2級

受 検 番 号
B 1

写真（肖像写真銀塩作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

商品装飾展示（商品装飾展示作業）

1級

受 検 番 号
C 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年10月2日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,202,960
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,060
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,160

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,244	14,748
南 宇 和 郡	21,901	7,301

松山市・上浮穴郡	427,665	137,945
今治市・越智郡	150,140	50,047
宇和島市・北宇和郡	87,169	29,057
八幡浜市・西宇和郡	43,632	14,544
新居浜市	102,976	34,326
西条市	93,698	31,233
大洲市・喜多郡	56,618	18,873
伊予市	32,746	10,916
四国中央市	76,544	25,515
西予市	37,189	12,397
東温市	28,438	9,480